

# 中山間地域等直接支払交付金

農山漁村振興課

## 中山間地域等直接支払交付金の「中間年評価」について

### 1. 「中間年評価」の実施について

#### 中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2317号農林水産事務次官依命通知

##### 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともにその結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所用の見直しを行う。

#### 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知

最終改正平成29年3月31日付け28農振第2318号農林水産省農村振興局長通知

##### 第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
  - (1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。
  - (2) 最終評価は、平成31年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(5)及び(6)の措置を講ずるものとする。

### 2. 市町村による評価

#### (1) 実施状況

- ① 実施市町村数 17
- ② 協定数 467  
《形態別の内訳》 集落協定：463、個別協定：4  
《単価別の内訳》 基礎単価：334、体制整備単価：133
- ③ 交付面積 2,892ha  
《地目別の内訳》 田：1,173ha、畑：1,718ha  
《傾斜別の内訳》 急傾斜：2,294ha、緩傾斜：595ha、小区画・不整形：3ha  
《単価別の内訳》 基礎単価：1,705ha、体制整備単価：1,187ha
- ④ 加算単価面積  
・超急傾斜農地保全管理加算 318ha  
・集落連携・機能維持加算 取組なし
- ⑤ 交付金額 3億5,400万円 ※調査実施時点（11月）  
《配分の内訳》 個人配分：2億3,568万円（3.4万円／人）  
共同取組：1億1,832万円
- ⑥ 1市町村あたり  
協定数：27、交付面積：170ha、交付金額：2,082万円
- ⑦ 1協定あたり  
参加者数：14.7人、交付面積：6.2ha、交付金額：75.8万円

## (2) 交付金交付の評価

- ① 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況
  - ・ 概ね活動計画に沿って実施されている。
- ② 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況
  - ・ 概ね活動計画に沿って実施されている。
- ③ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況
  - ・ 概ね活動計画に沿って実施されている。
- ④ 集落協定内における話し合いの状況
  - ・ 一部市町村では集落により話し合いの回数にばらつきがあるとの意見はあるものの、集落の活動状況に応じ適宜実施されている。
- ⑤ 集落戦略への取組状況
  - ・ 各市町村とも集落戦略作成の必要性は認識しており、制度の周知等により集落への推進に努めているが、面積要件（農用地面積15ha以上）がネックとなり、取組は進んでいない。

## (3) 指導・助言・返還措置が必要な協定数

- ① 指導・助言が必要な協定数 . . . 1 2 5 （7市町村）

### 《指導・助言の内容》

- |  |     |
|--|-----|
| (ア) 話し合い活動の充実 . . . . .                | 1 1 |
| (イ) 非農家等多様な人材の参画推進 . . . . .           | 4   |
| (ウ) 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化 . . . . .   | 0   |
| (エ) 地域外者等との連携強化 . . . . .              | 1   |
| (オ) 近隣集落等の連携強化 . . . . .               | 5 1 |
| (カ) 活動内容の再検討（変更） . . . . .             | 0   |
| (キ) 組織的な営農活動の導入 . . . . .              | 3 3 |
| (ク) 共同取組活動の充実 . . . . .                | 2 8 |
| (ケ) 共同取組活動や集落行事の再点検 . . . . .          | 1 3 |
| (コ) 協定参加者の意向把握 . . . . .               | 2 2 |
| (サ) 農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化） . . . . . | 0   |
| (シ) その他 . . . . .                      | 6   |
- ② 返還措置が必要な協定数 . . . . . 1
  - ③ 指導等の必要がない協定数 . . . 3 4 1

## (4) 制度の評価（成果と課題）

- ・ 制度の効果としては、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持に貢献し、水路・農道等の共同管理や、集落及び農地の将来について集落内で話し合う気運の醸成に繋がっている。また、当制度の活用による高収益作物への転換や農産物のブランド化、都市住民向けイベントを実施している協定もある。
- ・ 協定違反による遡及返還が他の協定参加者に及ぶことや、「5年間」という活動期間が負担となり、対策期の変わり目に協定から離脱する者が多いとの意見が一部市町村にあるため、協定期間の短縮や返還規程の緩和を検討する必要があると思われる。
- ・ 協定参加者の高齢化等で書類作成や会計等の事務作業が負担となり、市町村職員が補助しているケースが見受けられるが、市町村合併により職員数が減少し、当交付金以外の業務も担当するながで大きな負担となっている。書類作成等の事務作業はもとより、今回のような調査も項目を精査する等、高齢者でも容易に対応可能な内容に簡素化すべきと思われる。
- ・ 協定参加者の高齢化が進む中で新たな人材確保が進んでおらず、国の対策として人材確保した際の加算措置が取られているが、一部市町村の意見ではあるが外から人を迎え入れることを快く思わない集落があるとのことだった。新たな人材確保が地域の活性化に繋がった事例の紹介等、金銭的な支援と共に協定参加者の意識を変える取組の必要性を感じた。

## (5) 市町村の推進体制

- ① 1市町村当たりの担当者数 . . . . 1.47人
- ② 業務の内容
  - ・ 協定書の審査や交付金の交付事務
  - ・ 実施状況の確認
  - ・ 集落等への事務支援
  - ・ 共同取組活動等への指導・助言

## (6) 支援体制

※数字は、支援が「ある」と回答した市町村数。括弧内は支援の内容。

- ① 市町村の他部局 . . . . 8
  - ・ 農業所得の照会、多面的機能支払に関する情報共有、土地収用法に基づく工事に関する照会、対象農用地の賃借・農業振興地域事務
- ② 都道府県の出先機関 . . . . 15
  - ・ 説明会・協定代表者会議への参加、事務処理等の指導・助言、集落への推進・制度に関する指導・助言
- ③ JA . . . . 5
  - ・ 基準検討会への参加、交付金の個人への交付、耕作全般に関する助言、現地への同行
- ④ 農業委員会 . . . . 13
  - ・ 耕作放棄地に関するデータ提供、農地幹旋、協定農用地の確認、集落への助言、土地収用法に基づく工事に関する照会、農地集積等への協力
- ⑤ 土地改良区 . . . . 3
  - ・ 連絡、調整、情報提供
- ⑥ 農地中間管理機構 . . . . 3
  - ・ 情報提供、対象農用地の賃借
- ⑦ その他 . . . . 1
  - ・ 中山間地域等直接支払推進協議会（1町）
- ⑧ ①～⑦が連携した「支援チーム」 . . . . 0

## (7) 集落等への支援内容・効果

- ① 市町村が行った主な支援内容
  - ・ 書類作成や取組活動に関する相談に対する指導・助言
  - ・ 協定代表者等を対象にした説明会の開催、集落が行う集会への参加
  - ・ 事務支援
- ② 市町村による支援の効果
  - ・ 取組の適切な実施
  - ・ 事務の精度向上

## (8) 市町村による自己評価 ※数字は回答した市町村数。

- ① 大いに効果があり十分な支援ができた . . . . . 1
- ② 一定程度効果があり、有効な支援であった . . . . 16

### 3. 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

#### (1) 市町村の推進活動等に関する評価

- ・ 書類作成や取組活動に関する協定参加者からの相談に対する助言・指導は、活動の適切な実施、事務の精度向上に繋がった。
- ・ 協定代表者向けの説明会開催や、集落が行う集会への市町村担当者の参加は、話し合いの機会増加、制度の周知等に効果があった。

#### (2) 今後、必要な支援

- ・ 書類作成等の事務作業の負担軽減  
《背景》市町村担当者が代わって作業をするケースもあり、負担が大きくなっている。

### 4. 都道府県による市町村への支援の内容等

#### (1) 都道府県の推進体制

- ・ 書類作成や協定参加者からの相談等に関する市町村への支援は、委任事務により出先機関が実施。

#### (2) 市町村に対する支援内容

- ① 事務処理等の助言・指導
- ② 集落への推進・制度に関する指導・助言
- ③ 集落説明会等への参加

#### (3) 市町村に対する支援の効果

- ・ 返還事務等の適切な処理や、超急傾斜農地保全管理加算等の制度周知に効果があった。

### 5. 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

#### (1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

- ・ 市町村からの問い合わせ等にはできる限り速やかな対応を心がけた。また、年度当初には市町村担当者等を対象にした説明会を実施し、基本的な内容と共に制度改正等の周知を行うことで、制度の推進には一定程度の効果はあったと考えられる。

#### (2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

- ・ 制度改正（返還条件の緩和、活動期間の短縮）

## 《参考》 徳島県における中山間地域等直接支払交付金制度の取組状況の推移

区分	第1期対策					第2期対策					第3期対策					第4期対策(～H31)		
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
協定数	571	652	690	699	701	650	663	668	668	668	544	549	549	548	549	467	467	466
協定面積 (ha)	3,620	4,282	4,547	4,637	4,647	4,277	4,410	4,452	4,436	4,431	3,379	3,417	3,445	3,444	3,444	2,880	2,890	2,886
交付金額 (百万円)	471	557	590	602	603	497	520	524	522	520	393	399	403	403	403	343	346	353

